

平成17年10月13日

解体業者 様
建設業者 様

兵庫県健康生活部環境局大気課長

環境の保全と創造に関する条例施行規則等改正に伴う説明会の開催について
アスベスト含有建築物の解体に係る規制強化について

アスベスト含有建築物の解体工事にあたっては、大気汚染防止法、建設物に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）等により事前届出、適正処置等が義務付けられております。

兵庫県におきましては、これらに加えて従前より「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、アスベスト等含有建築物の解体・改修については、吹き付けアスベストを含むものにあつては全ての、吹き付けアスベストを含まない建設材料を使用した建築物（以下、「非飛散性アスベスト含有建築物」という。）にあつては床面積 1,000 平方メートル以上の建築物を規制の対象としていましたが、スレートやビニール床タイルなど非飛散性アスベスト含有建築物であっても解体される際にはアスベストが飛散することが懸念されるので、この度「環境の保全と創造に関する条例施行規則」及び「告示」を改正し、規制の強化を図ることと致しました。

つきましては、標記説明会を下記のとおり開催し、改正内容についてご説明することといたしましたので、ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 日時・場所（いずれかにご参加下さい）

(1) 平成 17 年 10 月 25 日(火) 受付 14:30 ~
説明会 15:00 ~ 16:00 (予定)

尼崎会場：尼崎市中小企業センター 多目的ホール

尼崎市昭和通 2-6-68 電話 06-6488-9501

(阪神「尼崎」下車北東へ徒歩約 5 分)

(2) 平成 17 年 10 月 27 日(木) 受付 9:30 ~
説明会 10:00 ~ 11:00 (予定)

神戸会場：兵庫県民会館 9 階けんみんホール

神戸市中央区下山手通 4 丁目 16-3 電話 078-321-2131

(JR・阪神「元町」下車北へ徒歩約 7 分。地下鉄「県庁前」東 1,2 出口を出てすぐ)

(3) 平成 17 年 10 月 28 日(金) 受付 9:30 ~
説明会 10:00 ~ 11:00 (予定)

姫路会場：姫路市文化センター 小ホール

姫路市西延末 426-1 電話 0792-98-8011

(JR「姫路」南口側の市営バス姫路南ターミナル 3 番のりばから乗車。「文化センター前」下車すぐ)

2 内容 アスベスト含有建築物の解体に係る規制強化について

3 受講料 無 料

なお、会場の準備都合上、各社様につき 2 名様までのご参加をお願い致します。誠に勝手ながら、各会場毎に開催日前日までに、別紙様式により F A X にてご回答下さいますようお願いいたします。また、定員となり次第、受付を終了させていただきますのでご了承願います。

(別紙)

兵庫県健康生活部環境局大気課 平野 行 (送信票は必要ありません)

FAX 番号 078-362-3966

(電話 078-341-7711 内線 3369)

環境の保全と創造に関する条例施行規則等改正に伴う説明会について

<フリガナ> < >

会社名 : ()

電話番号 : ()

<フリガナ> < >

ご参加者名 : ()

< >

()

会場名 **尼崎会場 ・ 神戸会場 ・ 姫路会場**

(いずれかに お付け下さい。)